

岡谷市告示第62号

岡谷市蓄電システム導入補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月1日

岡谷市長 今井 竜 五

岡谷市蓄電システム導入補助金交付要綱

別紙のとおり。

岡谷市蓄電システム導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、自家消費型再生可能エネルギーの活用促進を図るため、住宅用太陽光発電システムで発電した電気を蓄える定置型蓄電システム（以下「蓄電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器)

第2条 補助金の交付の対象となる機器は、次の要件のいずれも満たす蓄電システムとする。

- (1) 市内の住宅等に設置する機器
- (2) 10kW未満の太陽光発電設備に連結する機器
- (3) 環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の対象製品に登録された機器

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市税等を滞納していない者であって、次のいずれかの方法により、自らが居住するために市内の住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に太陽光発電システムと同時に蓄電システムを設置する者とする。

- (1) 新築住宅等への設置
- (2) 既築住宅等への設置
- (3) 太陽光発電システム・蓄電システムが設置された建売住宅等の購入

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率等	備考
蓄電システムの設置に要する費用	補助対象経費の10分の1以内。ただし、10万円を限度とする。	補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国及び県の補助事業の対象であっても、補助対象とするものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅への蓄電システム設置工事の着工前（建売住宅購入者にあつては建築物の引渡し前）に、岡谷市蓄電システム導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電システムの設置に関する見積書等の写し（費用の内訳が記載されているもの）
- (2) 蓄電システム及び太陽光発電システムの設置前の状況が確認できる写真（建物の建築予定箇所又は外観、屋根面等）
- (3) 蓄電システム設置予定箇所の位置図
- (4) 太陽電池モジュール配置図
- (5) 蓄電システムの形状、規格等が分かるもの（カタログ等）
- (6) 設置承諾書（設置する建物が自己の所有でない場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、岡谷市蓄電システム導入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、設置に係る内容を変更しようとするときは、岡谷市蓄電システム導入補助金変更届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を提出した年度の3月31日までに工事を完了し、当該工事が完了した日から起算して1週間以内に、岡谷市蓄電システム導入補助金実績報告書（様式第4号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 蓄電システムを設置した建物の外観、当該システム及び太陽光発電システムの設置状況を示す写真、配置図並びに保証書の写し

(交付確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは補助金の交付を確定し、岡谷市蓄電システム導入補助金交付確定通
知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により交付確定を受けた補助対象者は、岡谷市蓄電システム導入補助
金交付請求書（様式第6号）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付する。

（決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補
助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。

（規則の準用）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、
規則に定めるところによる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。